

令和5年大和市農業委員会第10回総会議事録

令和5年10月24日（火）午前10時開会

大和市役所5階 全員協議会室

1. 本日の出席委員

1番 古木利明委員	9番 眞壁浩二委員
2番 柏木明委員	10番 遠藤一直委員
3番 渡邊カク委員	11番 田邊義之委員
4番 青木裕一委員	12番 木村賢一委員
5番 小川道子委員	13番 上野岩雄委員
6番 長谷川慶太郎委員	14番 保田嘉一委員
7番 池田俊一郎委員	15番 岩崎敏博委員
8番 山口喜充委員	16番 荒井隆幸委員

2. 本日の欠席委員

なし

3. 農業委員会事務局職員出席者

事務局長	村瀬 知一
次長	佐藤 祐介
主査	富田 規裕
主査	中川 雅美

4. 本日の議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 報告第39号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

日程第4 報告第40号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

日程第5 報告第41号 農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転の届出
について

日程第6 議案第22号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

日程第7 議案第23号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

5. 本日の会議に付した事件

議事録署名委員の指名

諸報告

報告第39号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第40号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第41号 農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転の届出について

議案第22号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第23号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

午前10時00分 開会

○議長 ただいまの出席委員は16名で、定足数に達しておりますので会議は成立いたしました。

これより令和5年10月大和市農業委員会第10回総会を開会いたします。

議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員は、慣例に従いまして議長において、14番、保田嘉一委員、15番、岩崎敏博委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

○議長 日程第2、諸報告を議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局次長 総会資料1ページをごらんください。

まず、最初の9月29日の記載で1点誤りがありましたので訂正をお願いいたします。こちらには9月29日、大和市福祉推進委員会と記載されておりますが、正しくは、10月14日の大和市福祉の日の集いに荒井委員が出席されたので、すみませんが、訂正をお願いいたします。

続けさせていただきます。

10月4日、第63回湘南梨品評会褒賞授与式が行われ、柏木会長が出席されました。

10月5日、令和5年度第3回大和市都市計画審議会が開催され、柏木会長が出席されました。

10月6日、大和市経営生産対策推進会議及び大和市特別融資制度推進会議が開催され、柏木会長が出席されました。

10月16日、令和5年度「第26回米作文・大和で採れた野菜作文コンクール」審査会が開催され、眞壁職務代理が出席されました。

10月18日、神奈川県農業委員会活動推進大会第2回大会運営委員会及び第91回常設審議委員会が横浜市で開催され、柏木会長が出席されました。

10月20日、第47回大和市民まつり第1回役員会が開催され、眞壁職務代理が出席されました。

諸報告につきましては以上でございます。

○議長 事務局の説明が終わりました。本件について、ご意見等何かございますか。
眞壁委員。

○眞壁委員 10月16日に、地場農産物消費拡大協議会の「第26回米作文・大和で採れた野菜作文コンクール」の審査会に出席しました。市長賞には、「火曜・土曜直売所」という小学校1年生の生徒が選ばれました。それから、優秀賞が2人、優良賞が10人、佳良賞が14人です。この作品は、例年、やまと産業フェアで展示されますので、今年も展示されるそうです。

それから、10月20日、第47回大和市民まつりの実行委員長選出会議及び第1回役員会に出席しました。来年の5月11日土曜日と12日日曜日は、第47回市民まつりの予定となっております。実行委員長には、商工会議所副会頭の橋本様を選出されました。昨年も橋本様でございましたが、引き続き、委員長に橋本様でございます。

それから、来年の方針としまして、5年ぶりにパレードを実施するといった予定で古谷田市長の今年の発言がありましたが、5年ぶりにパレードを実施する予定となっております。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

それでは、私から何点か報告いたします。

10月4日、第63回湘南梨品評会褒賞授与式に出席いたしました。主催は大和、綾瀬、海老名の3市と寒川の1町です。それと、湘南梨組合連合会が主催です。最初に主催者のあいさつに大和市長、続きまして、審査講評、褒賞授与に移り、優等に大和の吉川さん、以下、お名前は省略しますが、1等が2名、2等が5名、3等が23名いられました。私からは、大和市農業委員会会長賞の表彰を行いました。

10月5日、第3回大和市都市計画審議会は、こちら全員協議会室で開催されました。議題は、中央森林東側地区の市街化区域に編入の中間報告ですが、第8回線引き見直しについて中間報告がございました。現行の大和都市計画都市計画区域の整備・開発及び保全の方針等については、令和7年を目標年次とした都市計画の目標で、平成28年11月に現行の告示がされましたが、これを

見直し、令和17年を目標年次とした都市計画の目標に見直しを行う説明がございました。令和7年度告示予定となっております。

10月6日、大和市経営生産対策推進会議では、同会議規約に基づき開催され、今回は青年等就農計画の新規認定を受ける2名の方の青年等就農計画認定申請書の検討、承認について審議いたしました。2名とも有機農業の取り組みを目指す新規の青年農業者であり、承認がされました。

続いて、大和市特別融資制度推進会議でございますが、こちらは大和市ほか6機関・団体で構成されていますが、今回は、農政課から大和市特別融資制度推進会議設置要領の改正についての説明がございました。これは、今回青年農業者として承認されました方が、融資を受けたいというようなこともございまして、額の変更等の内容でございます。詳しいことは省略いたします。

10月18日、第91回常設審議委員会につきましては、議案1件で、農地法第18条第3項の規定に基づく諮問がございました。審議の結果、原案どおり許可相当と認められました。

その他報告事項については割愛させていただきます。

以上でございます。

何かご質問等あれば受けますけれども、よろしいですか。

(発言者なし)

○議長 本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 日程第3、報告第39号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、報告第39号についてご説明いたします。

議案書1ページの5件がありました。相続により所有権を得たものです。事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。

また、受付番号4番について、農地のあっせん希望がありますので、委員の皆様には周知をよろしくお願いいたします。

説明は以上です。

○議長 事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますでしょうか。

長谷川委員。

○長谷川委員 4番についてですけれども、あっせん希望がありということですが、通作はちょっと難しいからという認識でよろしいのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 通作が難しいというのは、おっしゃるとおり、京都の方でいらっしゃるのか、かなり難しいかと思えます。今は、被相続人、亡くなられた方の妹一家が、ずっとこの方から頼まれて維持をされていらっしゃるというご事情だそうです。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 あっせん希望というのは貸借なのでしょうか、それとも、もう所有権の移転。

○議長 事務局。

○事務局 どちらも含めてご希望があります。

○長谷川委員 わかりました。ありがとうございます。

○議長 ほかに質疑、意見ございましたらお願いします。

(発言者なし)

○議長 質疑を終結いたします。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 日程第4、報告第40号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、日程第5、報告第41号、農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転の届出についてを一括議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 それではご説明します。

報告第40号については議案書2ページの2件が、報告第41号については議案書3から4ページの6件がございました。案内図は総会資料の4から6ページでございます。いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により受理通知書を交付いたしました。

以上です。

○議長 事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますでしょうか。

田邊委員。

○田邊委員 報告案件なのでそんなに深くは聞きませんが、報告第41号の4ページ、3、5、6番で、不動産業を営んでいなさそうな法人が、土地を取得して共同住宅を建てるという、何か理由がわかれば教えていただきたいのですけれども。

○議長 事務局。

○事務局 多分、譲渡人の法人が現在届出を出して土地を取得したのですけれども、転売という形で、今回の新しい買い主のほうへ所有権移転をしたいということで届出を提出されました。

○議長 田邊委員。

○田邊委員 今回の譲受人が建てる理由とかは、特に聞いてはいないということですね。

○議長 事務局。

○事務局 特に記載はいただけていないです。

○田邊委員 了解いたしました。

○議長 ほかにはございませんでしょうか。

(発言者なし)

○議長 質疑を終結いたします。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 日程第6、議案第22号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、受付番号1、2を合わせて議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案第22号をご説明いたします。議案書5ページ、総会資料は8から11ページをごらんください。

申請内容は記載のとおりでございます。まず、受付番号1について、申請地の位置図は総会資料8ページの斜線で示しております。地目は畑で、現況地目も畑となっております。農地隣地の貸家3戸の老朽化により建て替えが必要となり、接道を満たすため隣接している当該地を利用することが必要となっております。また、サブリース契約予定の会社が近隣で管理していた8棟のアパートはいずれも満室で、退去後の申し込みも早いという状況であり、サブリース会社

からの要望を受けた設計が6世帯とその駐車場6台分としているので、今回の面積は必要です。

なお、当該地は申請人が相続で引き継ぎましたが、本業の仕事が忙しく、複数の農地を管理するのが困難であることも申請に至った理由であります。

次に、受付番号2について、申請地の位置図は総会資料10ページの斜線で示しております。登記地目は畑で、現況地目も畑となっております。転用目的は露天駐車場です。当該地と道を挟んだ向かい側でピアノ教室を営む個人に貸し出す予定です。現在は、当該地の隣にある申請者の自宅敷地内の駐車場を貸していますが、来客用の駐車場とするため代替の駐車場が必要となりました。3台分は、ピアノ教室のレッスン中、レッスン後の片づけ中、レッスン開始待ちの3人のためであり、路上駐車をしないために必要な台数であるため面積は妥当です。また、小さな子どもの生徒もいるため、教室からなるべく近い場所が必要であることから、位置についても妥当です。

なお、当該地は受付番号1の残地部分であり、農地としては狭小であり活用しにくいことから、転用はやむを得ないと考えます。

農地の区分は、公共設備等が整備された区域であることから、第3種農地と判断いたしました。被害防除につきましては、当該地は農地に隣接しておりませんが、同一開発範囲が一部農地と接しております。既存のフェンスやブロック塀の状況、日影図等で影響がないことを確認しています。

令和5年10月13日に、代理人、田邊委員と事務局で現地にて確認を行っております。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております地元委員、説明をお願いいたします。

田邊委員、お願いします。

○田邊委員 議案第22号、受付番号1番、2番につきまして、令和5年10月13日に本件の代理人とお会いし、事務局と現地確認を行いました。内容につきましては事務局からの説明のとおりであり、現地の境界並びに周辺の被害防除等を

確認することができ、今回の転用許可についてはやむを得ないと思われま

以上であります。

○議長 ありがとうございます。

地元委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について、質疑、意見ございますか。

池田委員。

○池田委員 ここは調整区域ということですが、この場合の下水道等の関係はどうなるのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 総会資料 8 ページの当該地の左側、西側の広い通りに下水管は通っております。

○議長 池田委員。

○池田委員 調整区域の中で、下水道の接続というのはどのような手続が必要なのでしょうか。当然、都市計画税の関係もあるのでしょうか。これはどういう関係、どういうやり方があるのでしょうか。簡単に接続できるのですか。要するに調整区域の下水道に接続するということは。

○議長 事務局。

○事務局 詳細は存じ上げていないですが、当然、接続をする際には下水道部局のほうに届出をいただいて、工事をやっていただく形になろうかと思えます。

○議長 池田委員。

○池田委員 ということは、この下水道管の件はどのような処理をするのですか。今のところ接続はしないということでしょう。集合住宅の場合は、どのような処理をするのですか。

これは、大野原小学校のところの調整区域があるのだけれども、いわゆる本下水の接続について、これを見ると共同住宅でしょう、1棟建つということで、この下水関係はどうするのですか。

○事務局 調整区域の下水については前面に公共下水が入っていただけます。下水道区域外接続として、いずれ公共汚水ますを設置して接続はできます。

○池田委員 それは簡単にできるの。

- 事務局　それはもう、公共下水の拡大ということであれば、公共下水道管が入っている、縁辺部で道路を挟んで調整と市街化の場合があったりとか、例えば調整区域の中を抜けて次の市街化に行く場合は、本管が入っている場合があるので、その場合は接続は認めることとなっています。それは全部自費です。
- 池田委員　この場合は、まだ接続するか、つなぐかというのは見えていないので、改めて、もし接続するとしたらどういうこと。
- 議長　事務局。
- 事務局　図面のほうを確認できまして、アパートの建物から敷地内にマンホールをとって、管のほうに直結して処理するということにつながります。
- 議長　池田委員。
- 池田委員　大野原小学校がありますね。あの周辺は多分調整区域なのです。それで、つなげるというといろいろ面倒くさい。市からいろいろ注文を受けたり、なかなか接続ができなかった。浸透ですけれども、あふれてしまう。それで、周りの人も困って大変な状況もあったのですよ。
- 要するに、こういう調整区域の中で、農地転用ですから、当然、共同住宅等が建つのでしようけれども、その場合の、今言った下水道関係はどうなっているのかということをお願いして質問したのです。
- 議長　ほかにはございませんか。長谷川委員。
- 長谷川委員　総会資料の9ページの撮影位置②の建物がありますけれども、これは現在何に利用されている建物なのですか。
- 議長　事務局。
- 事務局　こちらは農機具小屋だと聞いております。実際に中を拝見して、農業にかかわるようなものが置いてあることを確認しています。
- 議長　長谷川委員。
- 長谷川委員　ここから先は多分農業委員の管轄ではないと思うのですが、この農機具小屋が建って、その北側が農地ということですが、それに共同住宅って、市街化調整区域はオーケーなのですか。
- 議長　事務局。
- 事務局　農機具小屋を含めた農地を使って開発許可が下りるとのことなので、問題

ないと聞いています。

○長谷川委員 わかりました。ありがとうございます。

○議長 ほかにはございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(発言者なし)

○議長 それでは、質疑を終結いたします。
これより、採決してまいります。

議案第22号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について採決いたします。

まず、受付番号1番について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、議案第22号、受付番号1番は、許可相当とすることに決定いたしました。

次に、受付番号2番について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、議案第22号、受付番号2番は、許可相当とすることに決定いたしました。

○議長 日程第7、議案第23号、農地法第5条第1項の規定による所有権移転許可申請についてを議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案第23号についてご説明します。議案書は6ページ、資料は12ページから13ページをごらんください。

申請地及び申請者は議案書記載のとおりです。申請地の位置図は総会資料12ページの斜線で示しております。また、登記地目は畑で、現況も畑です。転用目的は資材置場です。譲受人は平塚市に所在を置く土木建設業の法人です。現在は、平塚市内の市街化区域の923㎡の土地を資材置場として借りておりますが、土地所有者より、宅地として活用するため立ち退きを求められています。

取引先が大和市、海老名市の土木事業法人が主であることから、厚木市を含めて県央で、大きさ、形状が現在の置場と同等の購入できる土地を方々探し、数カ所申し込むも、土地所有者の売却意思が得られず、ようやく当該地の所有者に応じてもらえ、代替地はほかにない状況とのことでした。

譲渡人は、市内在住者で85歳と高齢で、農業経営は難しく、農地を相続で所有したものの、農業経験がないことから、これまで長く大和市に市民農園として貸していました。今年2月に契約打ち切りとなり戻ってきたものの、それ以降放置していました。本年度の農地パトロールでも指摘を受けている農地であります。藤沢市から大和市までを貫く幹線道路であり交通量も多い国道467号に近いこと、譲受人の要望に沿った県央に位置していることから、移転については妥当であります。

また、予定する資材置場は、砂利、砂、仮設資材、単管パイプ、型枠、ブロックを置く計画で、面積は、譲受人の希望する資材に相応で退去を求められている平塚市の資材置場の面積と相応で、規模としても妥当であると考えます。

被害防除については、宅地境界の既存コンクリートブロック擁壁に加え、農地境界には新設3段積みコンクリートブロック擁壁を設置して周囲を囲み、土砂流出を防ぐ計画です。また、砂利敷仕上げとし、雨水は浸透ますを2カ所設置し敷地内浸透処理します。

なお、接道は通学路であることから、安全について配慮をお願いしたところ、狭い道路であることから、登下校時の車両通行は細心の注意をすとの返答を受けました。

農地の区分は、市街化区域に近接し、農地の広がり10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断いたしました。10月12日に地元の荒井委員と事務局とで申請者の代理人立ち会いのもと、現地等の状況を調査いたしました。

以上です。ご審議のほどお願いいたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております地元委員、説明をお願いいたします。

荒井委員、お願いいたします。

○荒井委員 10月12日に現地にて、事務局と私で代理人にお会いし現地を確認しました。内容は事務局の説明どおりです。本申請の意思確認をし、資材置場として利用していく旨の返答を受けました。今回の転用についてはやむを得ないと思います。

以上です。

○議長 ありがとうございます。地元委員の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますか。
荒井委員。

○荒井委員 今、本当にやむを得ないと申したのですけれども、要件を満たしているので許可するしかないと思うので、意見として言わせていただきます。

この資材置場の前の通りですが、小学校の主に通学路になっていまして、非常に狭い道路なので、かなり心配な面があります。これなら住宅になってほしいとも思うのですけれども、宅地要件がないということです。

やはり下和田の近い場所で資材置場に使っているところがありまして、朝とかになりますと、2トン車や4トン車のダンプと自家用車が10台ぐらい路上駐車していまして、その道路が国道に抜ける道で少しカーブになっています。そこにずっとトラックを置いてしまうと車の通りもありますし。主にそこは中学校の通学路になっているのですけれども、通常の通学時間にはトラックがはけていくのですけれども、部活とかをやっている子が早く通学するときは、トラックをよけていくのに非常に危ないところも見ているので、こういう狭い道路に資材置場ができるのは非常心配だなと思っているところです。

先ほど事務局も言っていたのですか、本当に狭い道ということで、自分も相手方に言ったのですけれども、2トン車を使うと言っていたのですが、2トン車入るのに本当にぎりぎりの幅なので、すごく心配しているところです。

以上です。

○議長 ありがとうございます。
意見としてということなのですから、事務局、何かありますか。

○事務局 以前も、通学路ですので配慮いただきたいということで一筆いただいたこと

もあるのですね。なので、今回も同じような形で、一度そういった書類をいただこうかということで準備を進めているところです。

○議長　ほかには。眞壁委員。

○眞壁委員　今の道路の関連ですけれども、南側の道路は幅何mですか。

○議長　事務局。

○事務局　3mないですね。

○眞壁委員　昔の2.7とか、そういう感じですか。

○事務局　そうです、2.9m。

○議長　眞壁委員。

○眞壁委員　それだけの幅だと、先ほど荒井委員も言われていたようないろいろな危険な状況があると思うのですけれども、資材置場なので、入口をゲートで囲ったりすると思うのですが、かなりのセットバックをしたところにゲートをしないと、鍵を開けるときに車を置くところが要るのではないかと思うのですけれども、どれぐらいのセットバックでゲートとする考えなのでしょうか。

○議長　事務局。

○事務局　2m下がると伺っています。

○眞壁委員　2mでは足りないような気がしますけれども。軽四輪とかならいいけれども、2トン、4トンのトラックだととても足りないと思いますが、いかがでしょうか、皆さん。

○議長　暫時休憩します。

〔暫時休憩〕

○議長　再開いたします。事務局。

○事務局　先ほど、セットバック2mでは資材置場の門の鍵を開けるのに車が全部入らないということで、危ないということのご意見もいただきましたので、安全面について考えていただきたいということで、せめて車1台分ぐらいはすっぽりと入るぐらいの土地利用の計画が必要であるということ意見を意見しますということで指導していきたいと思えます。

○議長　ほかにございますでしょうか。長谷川委員。

○長谷川委員　あと、この資材置場の予定している前面の道路だけではなく、国道から

つながる動線に関しても結構狭い。普通車だったらいいのでしょうかけれども、資材を載せた4トン車などになると、結構狭いぎりぎりのところになると思うので、そのあたりの安全も、周辺の住民の方に配慮いただけるようお願いしたいと思います。

○議長 事務局。

○事務局 そのように指導してまいります。

○議長 上野委員。

○上野委員 今、何トン車が、さっき荒井委員から2トン車ぐらいでいっぱいだよと言われてるのに、4トン車も入ってくるような計画があるのでしょうかね。今、荒井委員から言われた、2トン車がいっぱいと言われるのに、4トン車が入ってくるようだったらちょっと問題だねとの発言がありますよね。

○議長 事務局。

○事務局 道路の幅が3mないので、2トン車しか入られないということで、代理人からは聞いています。

○上野委員 その辺もしっかり確認をしてもらったほうがいいのではないですか。2トン車以上は入ってきませんとかという。

○議長 事務局、よろしいですか。

○事務局 はい。そのように確認を進めてまいります。

○議長 ほかにはございますか。

(発言者なし)

○議長 今、懸念される項目というか指摘事項が何件か出ております。それは事務局で整理して、それが、場合によっては近隣からの苦情については全て責任を負っていただくという形をとらないと、役所のほうに承認したではないかということでも困りますので、その辺はきちっと文書にしてほしいということでもよろしいですか。

事務局。

○事務局 かしこまりました。そのように進めてまいります。

○議長 よろしいですか。

ほかに。木村委員。

というのは、今、言われた学校関係についても、やはり通学路ということで、承知していない、それと、自治会も承知していないということになると後々問題になるかと。その辺も踏まえて、ちょっと再検討を、その辺のところは、文書の内容についても検討していただいたほうがいいかと思います。

環境面からいうと、大きな広い面の環境からいくと、それが妥当なのかどうか。農業委員会としては、要件は果たしているので問題ないのですが、ただ、やはりその先のことの懸念がありますので、今、意見があった意見書というか、ある程度情報共有、情報を提供する必要性はあるかとは私も思います。

ほかにはどうでしょうか、これに関して。

○事務局 事務局を代表して、私からよろしいですか。

先ほどの話で、担当も言ったとおり、入庫に関しては土地利用と、あと、岩崎委員から言われていたと思いますが、その中で、小中学校に対する情報提供、開発行為ではないのですが、やはり転用が行われて、土地利用としてはこういうことになりますという情報提供ですね、小中学校、また、地元自治会にも出して出せないことはないのですが、ちょっとその辺は担当部署と調整しながら、どうしましょうかというので、一番いい方法で情報提供していくような形で進めていきたいと思っています。

さらに、これは我々農業委員会サイドから情報提供するのも当然ですが、当然というかやっていきますが、事業者サイドからもこの部分についての説明に行くようにというところで事務局側から指導して行って、小中学校への説明、それと、地元の自治会への説明というところも、きちんと行ったという記録を残してもらって我々のほうに提出を願うというところで、その辺でちょっと進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長 それでは、質疑を終結いたします。

これより採決をしてまいります。

ただ、今の条件を踏まえての採決となりますけれども、議案第23号、農地法第5条第1項の規定による所有権移転許可申請についてを採決いたします。

議案第23号について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、議案第23号は、許可相当とすることに決定いたしました。

大変ありがとうございました。

これにて、本日の総会に付議された案件は全て終了いたしました。

よって、令和5年10月大和市農業委員会第10回総会を閉会いたします。

午前10時58分 閉会